

平成30年度高知県国民保護協議会幹事会会議録

- 1 日 時 平成30年4月26日（木） 14:00～14:45
- 2 場 所 高知城ホール 2階大会議室（高知市丸ノ内2丁目1番10号）
- 3 出席者 別添
- 4 次 第 別添

5 概 要

事務局より会議の開会を告げ、会議の公開について報告し、幹事長（田中高知県危機管理部副部長）が挨拶した。

挨拶に続き、事務局より幹事51名中38名の出席がある旨を述べ、高知県国民保護協議会運営要綱第6条第6項に基づく定足数を満たしている旨を報告し、会議が成立していることを宣した。

また、同要綱第6条第3項により幹事長が議長となることを併せて宣した。

議事に入り、議長は、議題の①高知県国民保護協議会運営要綱の改正について、事務局の説明を求めた。

事務局は、資料に基づき、「第2条（会長の職務代理）」、「第6条（幹事会）」、「第9条（庶務）」の改正案について説明した。

議長は、この議案に関する意見・質問を求めたが、特になく、引き続き、議案を諮ったところ全員異議なく満場一致で可決した。

次に、議長は、議題の②高知県国民保護計画の変更について、事務局の説明を求めた。

事務局は、資料に基づき、国民保護計画の概要、計画変更の背景、計画変更に関する今後のスケジュールを説明した上、計画変更案について「国が定める『国民の保護に関する基本指針』の変更に係る変更（核攻撃等による災害発生時の除染等の明記、警報等の情報伝達手段の明記等）」、「組織の名称変更」、「統計データの時点修正」等、各項目毎に説明した。

議長は、この議題に対する意見・質問を求めたが、特になく、引き続き、議案を諮ったところ全員異議なく満場一致で可決した。

また、議長は、高知県国民保護計画を変更する場合には高知県国民保護協議会への諮問が必要であることを説明し、議題の①高知県国民保護協議会運営要綱の改正とあわせて、高知県国民保護協議会に対して文書により協議を行うことを提案し、了承された。

以上で議事を終了した。

引き続き、県危機管理部における取組の紹介として、危機管理・防災課から「燃料確保計画」について、南海トラフ地震対策課から「高知県ライフライン協議会」について説明を行った。

最後に事務局が閉会を告げ、会議は終了した。